

★ 改訂される県民所得標準方式(3) ★

県統計課企画係長 宇留野 真一郎

3 新しい県民所得の各勘定と系列

—その概念と内容—

前々回と前回の2回にわたって、県民所得がなぜ改訂されるか(改訂の背景)そして、その改訂はどのようなかたちで行なわれるか(改訂の概要)について述べてきたが、最後に、今回は新しい標準方式による県民所得の各勘定と系列について、その概念と内容のあらましを解説してみよう。なお、ここでは、推計方法については、とくに問題となる点を指摘するにとどめ、しわしい説明は別の機会にゆずることにする。

(1) 県民総生産と総支出勘定

新しい県民所得勘定の冒頭には、「県民総生産と総支出勘定」がかかげられる。この勘定は、前回の説明で表彰形式としてかかげた諸表のうち、「1 勘定表」の「(2) 県民所得分配勘定」以下「(6) 県外勘定」までの諸勘定を総合整理することによって作成されるいわゆる「総括勘定」である。

勘定表のすべてがそうであるように、この総括勘定も左右(借方、貸方)のバランスとして表わされる。まず左側の市場価格表示の県民総生産は、県民総生産費とも呼ばれ、県の居住者が一定期間に生みだした生産物の生産に要した費用の総額を示す。この総生産費は、要素費用(生産に関与した土地、労働、資本等の生産諸要素への支払い)としては握されるが、これは、受取側からみれば要素所得(分配所得)にはかならない。要素所得は、次の過程では、財貨サービスの購入として処分される。こうして、左側の総生産費は、右側の最終生産物の売上面を示す県民総支出に一致することになる。

〈県民所得〉

総括勘定について、もう少し詳しく説明しよう。総括勘定の左側(県民総生産の側)には、まず「県民所得」がかかげられる。この県民所得は、従来の県民分配所得に相当するもので、「要素費用表示の県民純生産」(生産要素への支払いの面からは握された純生産)を、意味している。なお、この県民純生産を、県という行政地域について、つまり属地的に、かつ生産面から示したものがあとで述べる「産業別県内純生産」(従来の県内生産所

得に相当)ということになる。

〈資本減耗引当など〉

県民所得、すなわち「要素費用表示の県民純生産」にこれに資本減耗引当と間接税を加え、経常補助金を加算することにより「市場価格表示の県民総生産」となる。こうして、右側の「市場価格表示の県民総支出」に一致される。

ここでは、要素費用表示の県民純生産にふたつ調整がなされている。そのひとつは「総生産」への調整であり、他は「市場価格」への調整である。まず、総生産(グロス)への調整は、生産にもなる資本減耗分を含まない純生産(ネット)としては握される県民所得にその資本減耗分を加えることを意味している。これは、右側の総支出のうち県内総資本形成が資本減耗引当を「総投資」として計量さることに対応している。また、市場価格ベースへの調整は、上と同じ考え方で、右側の県民総支出が、(間接税—経常補助金)を含んだ市場価格で評価されているのに対応させるために行われるものである。

〈統計上の不突合〉

「統計上の不突合」は、基礎資料や推計方法が異なることによつて、所得面と支出面との間に生ずる計量の不一致を調整する項目である。この項目は、総生産(左側)と総支出(右側)のどちら側にかかかって調整されるわけであるが、国民所得勘定に準じて総生産の側で調整される。

〈県民総需要と総供給〉

これで、総括勘定の左側—県民総生産について説明済みだが、右側—県民総支出については、あとで詳しくのべる機会がある。なお、総括勘定の右側—県民総支出から「移入と県外への所得」を除いて、この左側—県民総生産に加えると、よく知られているように、それぞれ「県民総供給」(左側)および「県民総需要」(右側)としてバランスすることになる。

(2) 産業別県内純生産

「産業別県内純生産」は、一定期間(通常1年)に県内各産業部産の経済活動によつて、新たに付加された

(純生産物の価値)の貨幣評価額を産業別に示した。従来は、県内生産活動に対する各産業の寄与をあらわすものであり、各部門の生産に要した要素費用の総額に等しい。

純生産は、その名に示すとおり、属地的には掘さから、県内で生産された純生産物であれば、他県民として分配されるものも含むが、反面、県外からその源泉が他県の生産にかかわるものであればには含まれない。したがって、この他県との間の所差額(県外からの純所得)を属地主義による「純生産」に調整すれば、属人主義による「県民純(県民所得)」が求められることになる。

ここにいる生産には、農業や製造業などの物的ばかりでなく、金融、不動産業、公務などのサービスも含まれる。また、農家の自家消費にあてられる物や所有者自身が使用する住居のサービスなどのよ貨弊と交換されない生産も評価されて含まれる。産業別県内純生産は、表章形式の2系列表の(1)に示すであらわされる。産業別の表示は、従来の県内生産と同様、日本標準産業分類の大分類を基本としている。製造業だけは、その重要性から中分類程度にわけられる予定である。その他の産業では、従来「運輸その他の公益事業」として集約されていた諸部門新方式では、「電気・ガス・水道業」、「運輸業」および「通信業」に分離され、同様に、「サービス業その他」、「サービス業」と「公務」とに分けて推計されることになる。

また、新しい方式では、「住宅所有」という部門が他産業とならんでかかげられるが、これは、自己所有住宅の使用から発生する所得(帰属地代家賃)を計上するので、旧方式では不動産業に含められていたものであ

産業別県内純生産は、前回も述べたとおり、生産額に所得率を乗じて推計するいわゆる「生産物接近法」を基本としている。旧方式でも、一次産業と二次産業に属する諸部門はこの推計方法で推計されていたが、第三次産業だけは「所得接近法」によつて、つまり分配所得構成項目を産業別に組みかえることによつて推計されていた。もつとも、新方式においても、全面的に生産物接近法が適用されるわけではなく、金融業、公務などの生産物接近法による推計の困難な分野では、旧方式同様に所得からの組みかえによつて推計されることになる

(4) 県民分配所得

「県民分配所得」は、県の居住者が、生産活動に対して、その所有する土地、資本、労働などの生産諸要素を提供することによつて県内外から受取るべき現金および

現物所得の総額であり、前述の県内純生産に県外からの純所得を加算したものに等しい。新方式の「県民所得分配勘定」は、各生産要素あるいは生産要素の統合ともみられる経済主体に分配される所得を、勘定形式で示したもので、その構成は、表章形式の勘定表の「(2)県民所得分配勘定」のとおりである。また、その詳細は、系列表の「(2)県民所得の分配明細表」として示される。

これらの表章形式からも明らかのように、県民分配所得の構成は、従来とはいくらかちがいがあつた。こんど改訂また追加される項目のうち主要なものについて述べると次のとおりである。

<雇用者所得>

これは、従来勤労所得とよばれていたものの呼称が改められたものである。同時に内容のうえでも、いままで推計されていなかった次のような所得——企業の支払う退職一時金や給与住宅差額(社宅などが特別低廉な賃貸料で従業員に提供されている場合の、従業員の支払家賃とその原価との差額)——が追加されることになつた。しかし、その他の点では旧来の内容とあまり変りはない。なお、個人業主所得と個人財産所得には変更はない見込みである。

<法人所得>

従来、法人所得は、法人という組織的経済主体の稼得する所得として、分配所得の一項目をなしていたが、新方式ではこれを分解して「個人配当」、「法人企業から個人への移転」、「法人留保」および「法人税」としてかかげることになつた。このうち個人配当は、個人財産所得の一項目として計上される。こうした取扱いは、県民所得分配勘定は、県民所得の各生産要素への分配をあらわすことを目的とするものであるから、法人所得も、各要素所得に分解して計上されるべきものであるという考え方もとづいている。ただし、法人所得の重要さから欄外に一括して別掲することになつている。なお、個人配当には、法人所得の処分の一部としてのそれと、個人財産の一項目としてのそれとがあるが、両者の間には県際関係が介在するから、当然別個の内容をもち、推計の方法もちがつたものとなる。なお、「法人企業から個人への移転」には、法人企業が個人に対して支出する寄付金および貸倒金が計上される。

法人所得の県別推計には、「事業所主義」と「本社主義」のふたつの立場があり得る。前者は、法人の各事業所をそれぞれの所在県の居住者とみなし、その稼得する所得も事業所の所在県に分割して計上しようとする考え方であり、後者は、各事業所の稼得所得をすべて本社に帰属させて、本社所在県の県民所得として一括して計上しようという考え方である。

従来、法人所得の推計は、いわゆる「分割法人」の考え方に立つ事業所主義によつて行なわれてきた。事業所主義は、生産活動の現物である事業所に重点をおき、一方、本社主義は、資金の調達や経営などの本社の機能をより重視する立場を示すとみられるが、両者のいずれをとるべきかは、理論上および推計方法上それぞれ得失があり、また各都道府県のこれに対する態度もまちまちであるので、決定までには、まだかなりの論議が重ねられるものと思われる。

＜財政の事業所得および財産所得＞

目新しい項目であるが、このうち「財政の事業所得」は、従来「公営事業剰余」として推計されていた項目にあたる。ところで、旧方式の公営事業剰余は、その名が示すように、地方公共団体である県および市町村の公営事業から発生する利潤に限られ、国営事業からの利潤は、国の機関は県の住民とは考えられないという理由で含められていなかったものである。しかし、前記の法人所得の推計が、事業所主義の考え方に立つてなされるということになれば、概念の統一上、国営事業所の利潤も、その所在県に分割して計上するということにならざるを得ない。この点は、次に述べる「財政の財産所得」や、後述の県民総支出の一環としての「財政の財貨サービス購入」についてもあてはまることである。

「財政の財産所得」は、県内にある政府出先機関および県、市町村の財政のうち、前記の官公企業を除いた普通会計および非企業会計の収入となる賃貸料、利子および配当収入を計上するものである。

＜一般政府負債利子・消費者負債利子＞

分配所得の最後の項目「一般政府負債利子」と「消費者負債利子」は、こんど新たに控除項目として計上されることになったものである。これらは、いずれも、一般政府または個人の消費資金としての公債または借入金の利子である。これらの資金は、生産に寄与せず、したがって要素所得を生まないにもかかわらず、個人利子所得には推計上このような利子も入ってくるので、ここで一括して控除するわけである。

(4) 県民総支出

県民所得は、分配された県民所得の最終受領者が、その所得を財貨サービスの購入にふりむける過程で、つまり、所得の最終的支出の面でもは握ることができる。この支出面でもとらえられた県民所得がすなわち「県民支出」である。この県民支出は、県内純生産（生産面）や県民分配所得（分配面）が「要素費用ベース」で評価されるのに対し、通常、間接税込み（経常補除金を控除）の「市場価格ベース」で評価され、資本減耗引当が加え

られた県民総支出として表わされる（前記「(1)県民総生産と総支出勘定」参照）。

県民総支出の構成は、前号にかかげた表章形式の「1 勘定表」の「(1)県民総生産と総支出勘定」の右側に示すとおりである。また、その明細は、「2 系列表」の「(3)県民総支出明細表」としてあらわされ、さらに、県民総支出明細表の構成項目を、それぞれに見合う数値でデフレートすることにより、表章形成の「3 実数県民総支出」が得られる。

県民所得は、前記のとおり、生産面、分配面および支出面の三つの側面でもとらえることができる。従来方式では、これら三面のうち、「県内生産所得」として生産面が、「県民分配所得」として分配面が推計されていたが、支出面については、わずかに県民個人支出として個人の消費支出と貯蓄（投資）がとりあげられていたにすぎなかった。つまり、財政の財貨サービス購入（国債・投資）、法人の投資、県外との財貨サービスの取引（輸出・輸入など）などは、まったく推計の対象にされなかった。これらの、従来推計されていなかった諸項目を加え、県民総支出を全面的には握するようになることは、今回の改訂の主なねらいのひとつである。

以下、県民総支出の各構成項目について、ひとことふれておこう。

＜個人消費支出＞

個人消費支出は、県内に居住する個人が、一定期間に行なう財貨サービスの取得に対する支出である。この場合の財貨サービスの支出には、現金の支出を伴うものほか、農家等の自家用に供される食料、燃料ならびに労働者が現物給与として受取った食料や医療現物給付、衛隊給養費、学校給食費さらに自己所有家屋や金融機関が提供するサービス（帰属賃貸料および金融機関のサービス）の評価額が含まれる。

「個人消費支出」は、表章形式に示したように、個人消費支出と民間非営利団体の消費支出とからなる。この「民間非営利団体」とは、家計にサービスを愛用する労働組合、政治・宗教・社会福祉団体などのことを指す。つまり、新方式では、これらの団体も「個人消費支出」で取扱い、それらの団体の耐久消費財の購入を個人消費費用を個人消費支出に含めるわけである。

なお、新方式では、参考として「家計外消費支出」を欄外に示すことになっている。家計外消費支出とは、企業の接待費、交際費、福利厚生費などを言うが、これは、企業の経費と個人の所得（したがって個人消費支出）とに分割されるべきものであるが、区分の正確にすることが困難なため、参考として別掲するものになったのである。この中には、家計簿を任意に記入する個人のいわゆるヘソクリ消費も加算すべきものとされている。

〈県内民間総資本形成〉

「県内民間資本形成」とは、県における個人と民間企業（企業にサービスを提供する民間非営利団体を含む）による生産と移入との合計のうち、推計の対象となる期に消費または移出されなくて、資本財のストックに付加分として留保されたものであり、資本減耗引を含むと定義されている。

具体的には、固定資本形成および在庫品増加としてとられるが、このうち固定資本形成は、1品目1件に1万円以上（39年以降は3万円以上）の有形固定資産の取得と、耐用年数の延長等の価値増大をもたらす修繕、補修、代替資産の新設・改良が計上される。また、在庫品増加は、在庫関係項目（棚卸資産）の期間残高と前期末残高の差額として求められる。

推計にあたっては、総固定資本形成は、「住宅」、「住宅以外の建設」および「生産者耐久施設」に分類され、在庫品増加は、「原材料・貯蔵品」、「仕掛品」および「製品・商品」の三つに分けられる。

県内民間総資本形成の推計のためには、法人企業統計調査と企業統計等を実施する必要がある。このうち、本県では法人企業統計はすでに実施しているが、これらの調査統計の実施または充実、あとで述べる「経經常県民総生産」のうちの移出入額の推計のための物資流通調査とともに、推計資料整備の最大の眼目となっている。

〈財政の財貨サービス購入〉

県民所得勘定における財政とは、県という行政地域内における国、県および市町村の一般行政機関（一般会計と準企業会計）と官公企業（企業会計）を指し、県経済におけるひとつの経済主体として財貨サービスの購入等支出行為と租税収入等の収入行為を行なうものとみなす。

「財政の財貨サービス購入」は、経常購入と資本形成に分けられる。経常購入には、財政のうち一般行政機関（非企業部門）の経常支出が計上される。これは、歳入額から会計間重複や補助金、出投資、移転支出等の財貨サービスの購入とみられない支出を控除し、さらに資本形成額を差引いて求められる。資本形成は、非企業部門の建設関係の支出（普通建設事業費、失業対策事業費、維持補修費および災害復旧事業費）と企業部門の有形固定資産の増加額（設備投資）および在庫品増加（在庫投資）とからなる。なお、有形固定資産の増加額をしばしば述べているように、当該期間の減価償却費を含む総固定資本形成としてかけられる。

〈経經常県外余剰〉

経經常県外余剰は、表章形式の「1勘定表」の「(6)県外

勘定」にかかげられ諸項目のうち、受取側(左側)の「移出と県外からの所得」から支払側(右側)の移入と県外への所得を控除することによって求められる。なお移出と移入には、それぞれ輸出と輸入が含まれる。

移出入は、商品ばかりでなく、貨物運賃、保険料、港湾経費などの非要素サービスの対価の受払と非居住者の県外消費および居住者(県民)の県外消費を含む。県外への所得の受払は、投資収益とその他の要素所得の受取と支払からなる。

経常県外余剰にはあらわれないが、勘定表の「県外勘定」には、いまあげた項目のほかに、個人および財政が県外の住民または国(中央政府)に対しておこなう移転取引(送金、贈与またはこれらの受取り)がある。これらを含むいわゆる「県際取引」は、資料の制約から推計のもつとも困難な分野である。したがって、当面は、ウェイトの大きな取引あるいは基礎資料の入手の比較的容易な項目から手をつけ、漸進的に推計を充実してゆくほかはないと思われる。

〈実質県民総支出〉

最後に、実質県民総支出は、いままで述べてきた県民総支出の各構成項目を、それぞれに見合う物価指数でデフレートすることによって求められる。総括勘定の項で述べたように、県民総支出は、結局県民総生産に等しいという関係にあるから、実質県民総支出すなわち実質県民総生産として、県民経済の大きさを、基準時点の価格で評価し直したものとなる。こうして、実質県民総生産は、県民経済の大きさとその成長を物価上昇分を調整した実質額で表示するものとして重要である。

